

佐倉市議会議員政治倫理条例

(目的)

第一条 この条例は、佐倉市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本事項を定めることにより、議員が政治倫理の高揚に努め、市民から信頼される議会づくりを進め、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第二条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を自らが解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第三条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

一 市民の代表として、法令を遵守し、議会及び議員の品位又は名誉を損なう行為を厳に慎み、疑惑を

持たれることをしないこと。

二 その地位を利用して、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受をしないこと。

三 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人や企業、団体等のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働きかけをしないこと。

四 市職員の採用、昇格又は人事異動に関し、不正な働きかけをしないこと。

五 特定の個人、企業、団体等の利益の見返りとしての寄附等又はそれを期待する寄附等を受けないこと。

六 その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。

七 セクシャル・ハラスメント（他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

八 飲食物の供与その他社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

九 前各号に掲げるもののほか公正な職務執行を妨げる行為をしないこと。

（働きかけ記録の提出の要求及び公表）

第四条 議長は、この条例の趣旨に基づき、市長に対し、佐倉市公務員の公正な職務執行の確保に関する

条例（平成二十二年佐倉市条例第一号）第七条第一項の規定による記録のうち議員に関するものの写し

（以下「働きかけ記録」という。）の提出を年度ごとに求めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、議長は、必要に応じて市長に対し、働きかけ記録の提出を求めることができる。

3 前二項の規定による求めに対し、市長から働きかけ記録の提出があったときは、議長は、その内容について公表するものとする。

(審査の請求)

第五条 市民又は議員は、議員に第三条に規定する政治倫理基準に違反する行為があると認めるときは、市民にあっては地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十八条に規定する選挙権を有する者の総数の百分の一以上の連署に、議員にあっては四人以上の連署に、当該違反行為を証する資料を添えて、議長に審査を請求することができる。

2 前項の規定により、審査の請求がなされたときは、議長は、審査請求書及び添付資料を佐倉市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に遅滞なく提出し、審査を求めなければならない。

(審査会の設置等)

第六条 議長は、審査の請求を受けたときは、審査会を設置する。

2 審査会は、議長の求めに応じ、当該請求の事案を調査審議し、その結果を報告する。

3 前項に定めるもののほか、審査会は、政治倫理に関して議長に意見を述べることができる。

4 審査会の委員は、九人以内とし、六人以内を議員のうちから、三人を識見を有する者から議長が公正

を期して指名する。

5 審査会の委員の任期は、審査会が結論を出す日までとする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(審査会の職務)

第七条 審査会は、前条第二項の規定による調査審議を行うに当たり、必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第八条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第九条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開するものとする。ただし、特に必要と認める場合において、出席委員の三分

の二以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

(審査結果の報告)

第十条 審査会は、議長から審査を求められた日から九十日以内に、その審査結果を議長に書面で報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告があつた日から七日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。

(被請求議員等の義務等)

第十一条 被請求議員及び関係人は、審査会から資料の提供又は会議への出席を求められたときは、これに応じなければならない。

2 被請求議員及び関係人は、会議において、口頭又は書面により意見を述べることができる。

(結果の報告)

第十二条 議長は、第六条第二項の規定による審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者及び被請求議員に対し、その内容を書面で通知するとともに、その概要を公表するものとする。この場合において、次項の弁明書の提出があつたときには、当該弁明書と併せて公表するものとする。

2 被請求議員は、前項の書面を受け取った日から十四日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

(議会の措置)

第十三条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

2 議会は、被請求議員が政治倫理基準に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長がその都度、会派代表者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第五条に規定する審査の請求は、この条例の施行の日以後に行われた議員の行為について適用する。